

埼玉県立大学情報センター運営業務委託契約書

公立大学法人埼玉県立大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、埼玉県立大学情報センター運営業務（以下「本件業務」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、本件業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（本件業務の実施）

第2条 乙は、本件業務を本契約書及び別添仕様書に基づいて履行しなければならない。

（委託料）

第3条 委託料は、総額 円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税額 円を含む。）とし、月額は、 円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税額 円を含む。）とする。なお、この契約締結後、消費税法及び地方税法の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、委託料に相当額を加減して支払う。

（履行期間）

第4条 本件業務の履行期間は、2022年3月1日から2025年2月28日までとする。ただし、2023年度以降において、埼玉県立大学予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除できるものとする。

（履行場所）

第5条 本件業務の履行場所は、埼玉県立大学情報センターとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、契約金額に100分の10を乗じた額を納付するものとする。ただし、公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程第38条の規定に該当する場合は免除する。

（検査）

第7条 乙は、本件業務を完了したときは、遅滞なく様式1の業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受領したときは、その日から10日以内に本件業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。甲は、当該検査の結果、本件業務を合格と認めるときは、その旨を書面をもって乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、甲の指定する期間内に本件業務の補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

（委託料の支払）

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格した後、甲の指示する手続に従って委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項による適法な請求書を受領した日の属する月の翌月末に、乙に委託料を支払わなければならない。

（履行期限の延長）

第9条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに本件業務を履

行することができないことが明らかになったときは、甲に対して速やかにその理由を明示した書面を提出し、履行期限の延長を申し出なければならない。

- 2 甲は、前項の申し出を受けた場合は、その内容を検討し、正当であると認めたときは、履行期限を延長することができる。

（再委託等の禁止）

第 10 条 乙は、本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項の規定により、本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせる場合は、本契約書の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負ったものに対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 3 乙が本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負う。

（管理責任者の選任及び報告）

第 11 条 乙は、本件業務を遂行するに当たり、管理責任者を選任し、業務処理を行うものとする。

- 2 乙は、前項の管理責任者を選任したとき及び変更した場合は、甲に対し様式 2 の管理責任者選任（変更）届により報告するものとする。

（従事者の指揮命令等）

第 12 条 乙において、乙の従事者に対する業務履行に関する指示、労働時間等の指示、職場秩序の維持確保に関する一切の指揮命令は、前条第 1 項で定めた管理責任者がこれを行うものとする。

（法令遵守）

第 13 条 乙は、本件業務を履行するにあたって関係法令、埼玉県個人情報保護条例（平成 16 年埼玉県条例第 65 号。以下「条例」という。）その他の規定に従って行わなければならない。

（従事者の監督）

第 14 条 乙は、乙の従事者に対し、条例第 9 条、第 10 条、第 66 条及び第 67 条の規定の内容を周知し、従事者から別記様式の誓約書の提出を受けなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対し、その写しを提出しなければならない。
- 3 乙は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第 27 条第 1 項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（善良なる管理者の注意義務）

第 15 条 乙は、本件業務を遂行するに際して、善良な管理者の注意をもって業務にあたるものとする。

（作業場所、機器等の確保又は準備）

第 16 条 乙は、本件業務を履行するために必要な作業場所、コンピュータ機器及びその他

作業に要する物品等（以下「作業場所等」という。）を、甲の承認のもと乙の責任において確保又は準備しなければならない。ただし、乙が本件業務を履行するために甲の学内作業場所等が必要となる場合は、甲は当該作業場所等は無償で乙に貸与するものとする。

2 乙は、作業場所等を特定し、情報セキュリティに必要な措置を講じなければならない。

（貸与資料等の提供）

第 17 条 乙は、甲に対し本件業務を行うために必要な（個人）情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「貸与資料等」という。）の提供を要求できるものとする。

2 前項の規定により、乙が貸与資料等の提供を受けたときは、甲に対し、提供を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出しなければならない。

3 前 2 項の規定は、第 10 条第 1 項ただし書の規定により、乙が、本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせた場合において準用する。この場合「甲」とあるのは「乙」と、「乙」とあるのは「乙から、本件業務の全部又は一部を委託され、又は請け負った者」と読み替えるものとする。

（利用及び提供の制限）

第 18 条 乙は、甲の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本件業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても、同様とする。

（複製等の禁止）

第 19 条 乙は、その取り扱う個人情報が記録された資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（貸与資料等の返還等）

第 20 条 乙は、本件業務を行わなくなった場合は、貸与資料等（複製したものを含む。）を速やかに甲に返還しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承諾を得た場合は、甲立会いの下に、貸与資料等を廃棄することができる。

3 甲は、第 1 項の規定により貸与資料等の返還を受けたときは、乙に対し、返還を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した受領書を交付しなければならない。

4 前 3 項の規定は、乙が、本件業務を行う上で不要となった貸与資料等について準用する。

5 第 1 項、第 3 項及び前項の規定は、第 10 条第 1 項ただし書の規定により、乙が、本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせた場合において準用する。この場合「甲」とあるのは「乙」と、「乙」とあるのは「乙から、本件業務の全部又は一部を委託され、又は請け負った者」と読み替えるものとする。

（納入場所等への立入り）

第 21 条 乙は、本件業務の履行のために必要がある場合、甲の立会いの下、納入場所等に立ち入ることができる。

（履行内容等の検査）

第 22 条 甲は、必要があると認めるときは、乙の本件業務の履行内容及び履行方法に関し

て口頭、書面又は、事前に乙と協議した上で立入りによる検査を行うことができる。甲は、乙に対し、本件業務の履行に関し必要な指示をすることができる。

2 乙は、前項の検査に協力しなければならない。

(危険負担)

第 23 条 納入前の成果物に滅失又はき損が生じた場合には、甲の責めに帰すべき場合を除き、その損害は乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第 24 条 甲は、納入された成果物の中に隠れた瑕疵があるときは、引渡し完了日から起算して 1 年間、乙に対し無償で修正又は補足を請求することができる。ただし、瑕疵の原因が甲の責めに帰すべき場合は、この限りではない。

2 甲は、前項の瑕疵のために、損害が発生した場合は、現実生じた損害について、乙に損害賠償を請求することができる。

3 甲は、第 1 項の瑕疵のため、契約の目的を達することができないときは、契約を解除することができる。

4 第 2 項に規定する賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(権利の帰属)

第 25 条 本件業務により作成されたプログラム、データ、データベース、書類等（以下「プログラム等」という。）の著作物の所有権、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権・翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の権利については、甲は、乙から譲り受け、著作権法に従い、乙に帰属するものとするが、乙は、第 2 条に規定する別添の仕様書で定める目的の範囲で、甲がプログラム等を自由を使用することができる権利を無償で許諾する。

2 乙は、従来から保有している権利を用いて作成したプログラム等については、著作権及びその他の権利を乙に留保するものとし、乙は、それらを利用して本件業務と同種のプログラム等を作成することができる。

3 乙は、甲に対し、著作者人格権（著作権法第 18 条（公表権）、第 19 条（氏名表示権）及び第 20 条（同一性保持権））を行使することができないものとする。

4 乙は、本件業務の履行及び本件業務の成果物に対して、第三者の知的財産権を侵害しないことを保障しなければならない。

(秘密の保持)

第 26 条 乙は、甲からの貸与資料等（公知の情報を除く。）及び本件業務の履行に関して知り得た甲の情報及び住民・職員等の個人情報を他に漏らし、又は本件業務の履行以外の目的で利用してはならない。

2 乙は、乙の従事者に対して、前項に規定する義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 乙の秘密保持義務は、本契約終了後も継続する。

(安全確保の措置)

第 27 条 乙は、本件業務を履行する上で取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止

その他の個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により定めを作成するなど必要な措置を講じたときは、甲に対し、その内容を報告しなければならない。

(安全確保上の問題への対応)

第 28 条 乙は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

- 2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又はき損その他安全確保に係る場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

- 3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

(違約金の徴収)

第 29 条 乙は、第 4 条に定める期限又は第 9 条の規定により延長した期限までに本件業務を完了しなかったときは、遅延日数に応じ第 3 条の委託料の額に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年 12 月 12 日大蔵省告示第 991 号）を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が 100 円に満たないときは、この限りでない。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、第 8 条の規定による委託料の支払が遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年 12 月 12 日大蔵省告示第 991 号）を乗じて計算した金額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が 100 円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に 100 円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の変更)

第 30 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(契約の解除等)

第 31 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により履行期間までに業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙が、その責めに帰すべき理由により情報漏えい等の事故が発生したとき。
- (4) 前各 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- (5) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (6) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項各号の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

3 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

（損害賠償）

第32条 乙は、その責めに帰すべき事由によって甲に損害を与えたとき、又は前条第1項の規定により乙が契約を解除されたときは、乙は現実生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害のために生じた経費の負担）

第33条 本件業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

（苦情処理）

第34条 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(埼玉県個人情報保護条例の適用等)

第 35 条 乙は、条例第 2 条第 9 項の個人情報ファイル(条例第 13 条第 2 項第 1 号から第 11 号に掲げる個人情報ファイルを除く。)を作成するときは、あらかじめ、甲に対し、条例第 13 条第 1 項各号に掲げる事項に準ずる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、前項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、その取扱いをやめるとき、又はその個人情報ファイルが条例第 13 条第 2 項第 9 号に該当するに至ったときは、遅滞なく、甲に対しその旨を通知しなければならない。

3 乙が取り扱う個人情報については、甲の保有する保有個人情報として条例の適用を受けるものとし、甲が実施機関として条例の定める手続を行うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 36 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保の用に供し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

第 37 条 この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、甲の請求に基づき、委託金額の 10 分の 2 に相当する額(この契約締結後、委託金額の変更があった場合には、変更後の委託金額)を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項又は第 8 条の 3 の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。))。

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するもの

であるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、甲に生じた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、甲の請求に基づき甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙は、前 2 項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、請求額に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年 12 月 12 日大蔵省告示第 991 号）を乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の費用）

第 38 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（定めのない事項等）

第 39 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその 1 通を所持する。

年 月 日

埼玉県越谷市三野宮 820 番地

甲 公立大学法人埼玉県立大学

理事長 田中 滋

乙

様式 1

業 務 完 了 報 告 書

年 月 日

(あて先)

公立大学法人埼玉県立大学

理事長 田中 滋

所 在 地

商号又は名称

氏 名

印

下記委託業務が、 年 月 日に完了したので、埼玉県立大学情報センター運営業務委託契約書第7条第1項により報告します。

記

委 託 業 務 名	埼玉県立大学情報センター運営業務
履 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
委 託 金 額	円

様式 2

管 理 責 任 者 選 任 （ 変 更 ） 届

年 月 日

（あて先）

公立大学法人埼玉県立大学

理事長 田中 滋

所 在 地

商号又は名称

氏 名

印

埼玉県立大学情報センター運営業務委託について、下記のとおり、管理責任者を選任（変更）したので、埼玉県立大学情報センター運営業務委託契約書第 11 条第 2 項により報告します。

記

1 役職名

2 氏名

誓 約 書

私は、本件業務（契約業務名：埼玉県立大学情報センター運営業務）に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、埼玉県個人情報保護条例（平成 16 年埼玉県条例第 65 号）第 9 条（安全確保の措置）、第 10 条（従事者の義務）、第 66 条及び第 67 条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人情報保護条例の関係規定が適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

説明した者 ○○○（乙の名称）
 ○○○（乙の管理責任者等の役職名）○○○○（氏名）

年 月 日

氏名

印

（注）ここで「従事者」とは、乙の組織内において、乙の指揮命令系統に属し、本件業務に従事している者すべてが含まれる。いわゆる正規職員・社員等に限られず、また、乙と雇用関係にあることは要件ではない。すなわち、いわゆるアルバイトや派遣労働者、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれる。